



○久保田会長　それでは、定刻になりましたので、第43回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局　本日の出席委員は、13名中9名でございます。

○久保田会長　ありがとうございました。

ただいま事務局より報告ありましたとおり、守口市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので会議は成立しております。

次に、本日の会議資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、本日の会議資料について説明いたします。

まず【資料1】「認可部会委員名簿」。

次に【資料2】「守口市こども計画 第6章」。

次に【資料3】「守口市こども計画 第4章」。

次に【資料4】「守口市こども計画 第5章」。

次に【参考資料1】「こども表記の推奨について」。

次に【参考資料2】「第42回子ども・子育て会議に係る質問回答一覧」。

次に【参考資料3】「子ども・子育て会議設置条例」。

最後に【参考資料4】「守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領」でございます。

なお、資料3、資料4につきまして、ページ上部に目次のようなものが記載されておりますけれども、全て第6章と記載になってしまっております。大変失礼いたしました。本編作成時は修正いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○久保田会長　ありがとうございます。

ただいま事務局から資料の説明がありましたが、各自資料の御確認をお願いします。過不足などございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、過不足ないようですので、早速本日の議題に入らせていただきます。

まず、次第1の「認可部会に係る委員の指名について」、事務局よりお願いいたします。

○事務局　それでは、「認可部会に係る委員の指名について」、御説明申し上げます。

まず、部会の位置づけでございますが、子ども・子育て会議を親会議としまして、【参考資料3】の守口市子ども・子育て会議設置条例第7条1項の規定に基づき、必要に応じて設置することができるものとされております。同条2項により、子ども・子育て会議の会長が部会の委員を指名します。なお、部会長は部会の委員の互選により決定され、部会における審議の状況及び結果を、この子育て会議に報告する必要があります。

次に、今年設置予定であります認可部会の概要について御説明させていただきます。

保育所や小規模保育事業所等を新規で認可するとき、事業者の応募や認可申請に関して、より専門的な知見から審議・審査を行うための部会でございます。なお、認可部会の所掌事務に関しては、【参考資料4】守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領第2条に規定されたとおり、「家庭的保育事業所等の認可に関すること」、「保育所の設置認可に関すること」、「児童福祉施設（助産施設）、母子生活支援施設、保育所及び児童館に限る。）の設置者に対する業務停止命令に関すること」、「認可外保育施設の事業の停止命令または施設の閉鎖命令に関すること」があり、この4つの案件に関して、部会委員の皆様にご意見をいただく場となっております。

今年度につきましては、保育所の認可に関する事務が発生する予定ですので、認可部会を設置し、守口市子ども・子育て会議設置条例に基づき、会長により委員を指名させていただきます。

委員の指名につきましては、事前に会長と調整させていただいております。前回認可部会同様の構成にて、【資料1】のとおり指名させていただいております。

【資料1】を御覧ください。順に読み上げさせていただきます。

第1号委員、学識経験者であります、久保田会長。同じく第1号委員であります、渡辺副会長。同じく第1号委員、柏木委員。第2号委員、福祉関係団体の代表者、森委員。第7号委員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者代表者、子ども園の代表者、栗山委員。以上、5名とさせていただきます。なお、本日欠席の渡辺副会長及び柏木委員につきましては、事務局より連絡をさせていただいております。

以上となります。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたとおり、認可部会の委員として、私と森委員、栗山委員、そして本日欠席ですが柏木委員、渡辺委員の5名を指名したいと思います。指名があった委員の皆様、よろしく願います。

それでは、次の議題に移る前に、前回会議後に各委員の皆様から事務局から照会のあった質問や意見について回答説明がありますので、事務局より説明させていただきます。

○事務局　　それでは、「第42回子ども・子育て会議に係る質問回答一覧」について説明させていただきます。【参考資料2】を御覧ください。

前回の令和6年11月5日に実施いたしました第42回子ども・子育て会議についての事後質問について、各委員の皆様から募集をいたしました。質問及び意見につきまして計18個いただきましたので、回答を含めてこの場で読み上げさせていただきます。なお、意見としていただきましたものにつきましても、回答ができるものにつきましては回答をさせていただいております。

では1番、質問。児童センターの廃止は、建物の老朽化で廃止するのでしょうか。利用する人が限られるので廃止することになったのでしょうか。維持運営する人員配置が難しく廃止することになったのでしょうか。

回答でございます。守口市立児童センターは市内唯一の児童館で、昭和59年に建設され、築40年以上経過している施設であるため老朽化はしておりますが、すぐに解体をしなければならないような状況ではありません。利用状況につきましては、多くの方に利用いただいておりますが、特に小学生利用については梶小学校区の児童が95.5%を占めている状況となっております。このような状況下において、公の施設全体の在り方の見直しを進める中で、児童センターの在り方についても費用対効果の観点を踏まえ見直しを検討してまいりました。本施設の持つ小学生の遊び場としての機能は、全ての小学校等に設置され、主任・地域パートナーの見守りの下、自由に遊びや異年齢児童間の交流活動ができる児童クラブ登録児童室で充足しており、さらに近年本市では、ボール遊び広場が設置されている公園の整備を進めており、放課後には多くの子どもたちでにぎわっています。また、就学前親子に係る地域子育て支援拠点の機能としましては、新たに拠点事業の実施者を公募することで、これまでと同様の機能を充足することができるとの考えから、公の施設としては廃止したいと考えております。

続きまして2番、こちらは意見でございます。限られた利用者であっても、地域とのつながりはあったように感じます。廃止してしまうには、とても残念でなりません。廃止してしまうのではなく活用方法を検討し、児童センターをもっと多くの方に周知させ、存続させることは難しいのでしょうか。

回答でございます。児童センターについては、地域において多くの方に御利用いただいているところですが、民間による地域子育て支援拠点事業の実施により、必要となる機能を充足した上での公の施設としての児童センターは廃止したいと考えております。

続きまして3番、こちらもお見込みでございます。これまで加算認定を受けてきた小学校接続加算について、国の示しが変わったことにより小学校との具体的な接続の機会を持ち、継続した話合いが必要となった。保育士・小学校教諭両方にとって不足や長時間労働の実態が社会的問題となる中、今後どのように本取組を行っていく予定なのかを教えてください。また、以前は中学校区連携推進協議会があり、幼稚園や認定こども園も実行委員メンバーに入っていたが、地域コミュニティ制度になった折に、そのグループから外されてしまった。そのことにより、保・幼・小・中の連携機会はほぼなくなり、情報の交換や教師間の交流機会も失われている。地域コミュニティ構想の見直しを行っていただくなど、計画にも書かれているように、幼・小の連携を図れるような体制づくりを進めていただきたい。

回答でございます。民間認定こども園等が小学校と協働してカリキュラムの具体的な編成に着手できるよう、継続的な協議会の開催等について教育委員会と連携して検討してまいります。

4番、こちらもお見込みでございます。保育士確保の取組として官民共同で最大40万円を支給する事業等を令和3年度から実施していただいておりますが、昨今の保育士不足の加速化を受け、さらなる人材確保の支援に取り組んでいただきたい。具体的には、近隣の自治体で多くの実施実績があるように、保育士の離職防止と守口市の保育の質の向上のために、1歳児の配置基準を国基準の6対1から5対1へ。3歳児の配置基準の20対1から15対1へ。ぜひ守口が子育てと就労を支援しているという市民へのメッセージとして具体的にに取り組んでいただきたい。

回答です。配置基準に係る国の動向として、3歳児は経過措置を設けた上で、令和6年4月から15対1に改善されており、また1歳児は5対1への改善が令和7年度以降に進められるものと承知しています。全国的に保育人材の確保に不足が生じている現状であり、本市でも同様であることから、例えば横浜市が実施している国基準を超える職員配置を実施する施設に対して、国の法定価格に上乗せして助成を行うなどの配置基準を独自で改善させるための施策は実施しておりません。まずは、安定的に市内民間施設が保育人材を確保することができるよう、国の動向も踏まえながら必要な支援を行ってまいります。

5番、保育士確保の取組として、官民共同で最大40万円を支給する事業等を令和3年度から実施していただいておりますが、新卒及び2年目に限った実施ではなく、5年、10年と勤続意欲にさらにつながるものと考えます。

回答です。大阪市などの近隣自治体においても、保育士の定着支援に関する事業を実施されていることは承知しています。保育人材の確保に向けた取組として、より実効性のある支援を行うため、他自治体の取組も参考に、今後も市内民間施設の方々と意見交換等を行ってまいります。

続きまして6番です。公立のこども園の民間移管ではなく、わかさぎ・わかすぎ園の受入れ枠も足りていない現状も見られており、養育支援の必要な児童の受皿の拡充・開設が公立園の民間移管、公立園全廃に向け、これから間違いなく必要かつ課題となってくるものと考えますが、市として支援を必要とする子どもの受皿とその対応については、今後どのように計画されているのでしょうか。

回答です。障がいがある児童については、既に民間施設でも多くの受入れを行っていただいております。年々受入れ人数も増加しているところです。受皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入れ体制を整えることが重要であると考えております。本市としましては、民間施設で障がいがある児童の受入れに当たり、障がい児保育・看護師配置補助金や医療的ケア児保育支援事業補助金の交付による財政支援、また専門的な知見を有するものが市内民間施設に勤務する保育教諭等に、直接障がい児保育に対する指導・助言を行う巡回保育支援や、本市主催の研修会において障がい児保育をテーマにするなど、障がいがある児童の受入れに対する支援を積極的に実施しているところです。今後も障がいがある児童が安全・安心に園生活を送ることができるよう、これらの支援策の充実・強化を図り、しっかりと支援を行っていきたいと考えております。

7番、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について。民間の保育施設への在籍児童が圧倒的多数であるため、連携を強化していただきたい。具体的には、虐待が疑われる児童の報告の際に、園からの通報であることを伏せて家庭への対応をしてほしい。園からの通報であることを伝えることで、日々通園している園と保護者の関係性が壊れ、保護者が園に話をしてくれなくなることは、結果として児童の状況が分からなくなる危険性があります。ぜひ今後は伏せて対応いただきたい。また、要対協については、通報が最も多いと言われる教育・保育施設から会議に参加をいただき、実際の生の声を拾えるようにしている自治体もあることから、守口市においても、ぜひ検討いただきたい。

回答です。市民からの通告に関しては、通告元の秘匿を行っています。園や学校からの通告の前には、児童の所属先でしか把握できない内容であるため、秘匿にするとかえって所属先と保護者の関係性が崩れることが多いことや、問題の核心を伝え再発予防に向けた確な指導を行う必要があることから、保護者に対し、園や学校の通告義務を説明した上で指導をしています。通告元を秘匿にするあまり、あざ等があった場合の対応に遅れを取ったり、問題の核心が不鮮明になることで指導の効果が薄れる危険性が生じます。状況に応じ検討をいたしますが、秘匿にするデメリットを御理解いただき、今後とも御協力をお願いしたいと考えております。

また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議には、今年度も教育・保育施設の代表者に御出席いただいております。年間17回実施している実務者会議には、学校教育課とこども施設課の代表者に出席いただいております。現場の生の声を拾える機会は重要と考えておりますことから、個別のケース会議において、教育・保育施設の方から、より具体的な生の声をお伺いし、今後の支援策と一緒に検討していきたいと考えております。

8番、ファミリーサポート事業に関して病児保育にも関連しますが、熱を出した子どものケアや園への迎えについては、ファミリーサポート会員では対応できないことになっているようですが、保護者からは対応を可能としてもらえればありがたいといった声が、仕事に就かれている保護者から多数上がっています。対応できることになると、さらなる就労支援につながるのですが、ルール上、発熱者への対応は制度上難しいのでしょうか。

回答です。ファミリーサポート事業における幼児保育につきましては、ほかに御要望もいただいているところでありますことから、令和7年度から実施できるよう検討を進めております。病児保育の実施に当たっては、受入れ体制として協力会員の方に病児保育用の新たな研修を受講していただいた上で、受入れ可能かの判断をしていただくことが前提となりますことから、引き続き実施手法について検討してまいります。

9番、こちらは意見でございます。今回、令和9年度にじいろ認定こども園の民間移管が示されたことから、令和7年4月1日に民間移管します外島認定こども園の現状について、各委員の皆様と共有をいたします。昨年度事業者が決定し、本年度から園長予定者に園の各行事を見学していただくなど引継ぎ保育を実施しております。引継ぎ保育の取組としては、通常保育の流れや環境構成などを確認いただいたり、各行事の準備や片づけを外島認定こども園の職員と一緒にしていただいております。その他、各クラスの保育に入っただき、子どもとの関わりを持っていただいたり、また保護者の方にも覚えていただき、関わりが持てるよう朝は園周辺の掃除・ごみ捨て・自転車整理を行っていただいております。令和6年10月からは、令和7年4月から勤務予定の職員1名が未満児クラスに入り保育の引継ぎを行っています。また、保護者代表者・移管法人・市の三者による協議会を今年度2回開催し、移管後の運営等について話し合いを行っています。協議内容や資料は、都度ほかの保護者の方にも共有したり、園に質問BOXを配置し、今後の運営等について質問や意見があれば、随時移管法人や市の考え方等について回答しているところです。今後、にじいろ認定こども園を民間移管にするに当たっても、公立園

の教育・保育等をしっかり引き継いで、園運営していただける事業者に民間移管を引き受けてほしいと考えています。

10番、質問でございます。公立園を民間移管して捻出される財源は、どのように使われるのでしょうか。また、平成30年度の公立施設の再編整備に伴い捻出された財源は、どのように使われてきたのでしょうか。

回答でございます。公立園の民間移管に伴い生じる効果額等を活用し、民間施設で障がい児や配慮が必要な児童を円滑に受け入れることができる安全・安心な体制の構築に向けた支援や、安定的な保育人材の確保に向けた支援の充実・強化に取り組み、保育の質・量の充実に努めたいと考えております。また、これまでの民間移管については、本市では平成27年11月に守口市立の幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画を策定し、それまで16か所あった公立施設の再編整備を行い、平成30年度からは公立認定こども園3園となりました。これらの民間移管による財源効果を活用し、平成29年4月から国の無償化に先駆け、全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の無償化を実施したところでございます。

11番、現状、配慮を要する児童を民間園で受け入れてもらうのが難しいという声がある。公立園だと受け入れしてもらいやすいが、公立園がなくなればそうもいなくなるという声を聞くので、それへの対応策を教えてください。

障がいがある児童を含めた配慮を要する児童については、既に民間施設でも多くの受入れを行っていただいております。年々受入れ人数も増加しているところです。受皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりとした受入れ体制を整えることが重要であると考えております。

12番、公立園の保育士の雇用はどのようなのでしょうか。

にじいろ認定こども園を民間移管した場合、令和9年度以降、正規職員である任期の定めのない保育士職員については、その大部分があおぞら認定こども園での勤務になります。また、任期の定めのある保育士職員は、その定められた任期に応じて勤務することとなります。

13番、にじいろ園は平成30年度に建設され、まだ新しいとは思いますが、今後の維持補修費など建物に係る経費を教えてください。

本市で令和3年3月に策定した個別施設ごとの長寿命化計画である「守口市個別施設計画」における、にじいろ認定こども園の概算事業費では、維持管理・修繕費として毎年2,000万円程度、30年間で6億3,500万円程度の費用が発生する試算となっております。また、今後の改修費用として、築21年経過時には中規模改修が必要とされており、30年間で2億1,500万円程度の費用が発生する試算となっております。

14番、にじいろ認定こども園の民間移管は既に決定しているという声を保護者から聞きます。また、あおぞら認定こども園の民間移管も決定しているという声を保護者から聞きますが、現状の市としての立ち位置を教えてください。

公立認定こども園については、令和6年2月に策定した「守口市行政経営プラン」における「施設の運営手法の見直し」において、今後の修学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受皿確保の状況や、市職員（保育士）の退職状況等を踏まえ、順次民間移管を進めることとしております。その中で、にじいろ認定こども園の民間移管については、現在検討や議論の途上ではありますが、検討に際しては、守口市子ども・子育て会議において、年内を目途に答申書が取りまとめられ、その後、守口市こども計画（案）に対するパブリックコメントを経て、当該計画を策定する予定でございます。

また、策定後は市議会に、にじいろ認定こども園の民間移管に向けた関連議案を提出する予定でございます。あおぞら認定こども園の民間移管については、「守口市行政経営プラン」において、民間移管

の方針を定めておりますが、上述のとおり、今後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受皿確保の状況や市職員の退職状況等を改めて見極める必要があるため、現状では民間移管の具体的な検討には至っておりません。

15番、守口市では、教育・保育は完全無償化となっておりますが、入園すると別途諸費用がかかります。一例として、副食費・入園準備金などが挙げられます。副食費は月4,500円を上限とした無償化に全国でも先進的に進められ、保護者負担を限りなく小さくされています。一方で、入園準備品はどうでしょうか。現在、外島認定こども園で民間移管が進められていますが、現在の入園準備品に係る費用と、今後民間移管されたときの入園準備品に係る費用を教えてください。民間移管になれば、高くなるのでしょうか。

公立園での入園準備品の主なものとして、クレパス・のり等の文房具のほか、防災頭巾・リュックサック・体操服等が挙げられ、1万4,000円程度となります。このように民間移管前から園児が使用している入園準備品があることから、原則民間移管法人においては、それらを使用して園運営をすることとし、保護者に二重の負担とならないようにしていただく予定です。また、外島認定こども園の民間移管の際にも、新たな費用負担が発生する場合には、民間移管法人に負担していただくことを基本原則としているところでございます。

16番、にじいろ認定こども園の民間移管は、待機児童対策の側面もあると思いますが、近年の守口市における待機児童対策として同様の事例を教えてください。

近年の待機児童対策として、令和5年4月1日現在で待機児童が33人発生したことから、緊急的に5か所の小規模保育事業所を新規開設するとともに、民間園4園の施設整備により定員拡大を図ったところでございます。さらに令和7年度以降、3か所の保育所の新規開設に加え、民間移管法人による外島認定こども園の施設整備による定員拡大も見込んでいるところでございます。

今後の教育・保育の確保方策については、現在、守口市子ども・子育て会議の中で議論いただいているところであり、今後、東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みであることから、にじいろ認定こども園の民間移管による定員拡大を図るとともに、市内民間施設の保育人材の確保に対する、さらなる支援を進めてまいります。

17番、民間移管される場合は、どのようなプロセスで民間移管事業者が決定されるのでしょうか。

民間移管事業者の選考については、学識経験者等外部の有識者で構成する「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会」で事業者の選考を行う予定でございます。当該委員会委員には市民の方にも入っていただく予定であり、一面的な評価で選定するのではなく、様々な観点から評価していただきたいと考えております。

また、外島認定こども園に係る民間移管事業者の選考の例で申しますと、まず民間移管に当たり、市の基本的な考え方を示した「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」を策定の上、当該委員会に諮問し、事業者の選考基準の策や選考に係る審査を行ったところでございます。

選考については、公募型プロポーザル方式で募集法人からの提案を受け、各委員が有する専門的な知識・経験等を基に事業者を審査・選考し、当該委員会からの答申を踏まえ、民間移管事業者を決定したところでございます。

18番、今後、在園児童の保護者の声を聞いてくれるのでしょうか。

現在検討しております、にじいろ認定こども園の民間移管を含めた「守口市こども計画（案）」については、今後パブリックコメントを実施し、在園児童の保護者も含め、多くの市民の方から幅広い御意見を募集する予定です。また、パブリックコメントの実施に併せまして、在園児童の保護者の皆様には改めて説明の場を設けさせていただく予定でございます。

以上が、第42回子ども・子育て会議に係る質問への回答となります。以上でございます。

○久保田会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、この前回の質問の回答に関して御意見とかありますでしょうか。内容的には、また次の6章のところとほとんどが関わっている問題です。このタイミングで何かありますか。すぐに出なければ、これは6章のことでもあるので、次にいっていただきますか。

では、次の議題に移りたいと思います。

議題としては、「(仮称)守口市こども計画」の素案についてですが、前回同様に1章ごとに区切って審議を進めたいと思います。本日検討するのは4章と5章と、あと前回から引き続き6章の部分になります。限られた時間ですので一定の時間を目途に区切らせていただきます。特定の箇所だけ議論するという点、ここは難しいと思うので、時間を区切りながら全体に関して議論したいと思います。

まず1つ目は、前回も検討いたしました、第6章の「子ども・子育て支援事業計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、守口市こども計画(素案)の「第6章 子ども・子育て支援事業計画」について説明させていただきます前に、前回の会議で少し話題に上がりました「こども」の表記について、

【参考資料1】のとおり国より通知文が発出されており、別添の「こども」の表記の判断基準については、(1)特別な場合を除き、平仮名の「こども」を用いると記載があることから、国の通知には推奨となっておりますが、本計画におきましても特別な場合を除き平仮名での「こども」と表記することと考えております。御意見等につきましては、第6章の説明後併せていただければと思います。

それでは、【資料2】「第6章 子ども・子育て事業計画」を御覧ください。

第6章については、前回の会議にておおむね検討をいただいておりますので、今回は未検討となっております箇所及び前回より文言を修正させていただきました箇所について説明をさせていただきます。

まず、お手元資料6ページ、(3)3号認定(共働き家庭等)の【0歳】の表ですが、表中の計算が誤っておりましたので修正をしております。

次に、8ページ、(4)3号認定(共働き家庭等)【1歳・2歳】の表ですが、同様に表中の計算が誤っておりましたので修正をしております。大変申し訳ございません。よろしくお願いをいたします。

続きまして、13ページ(2)放課後児童健全育成事業についてでございます。こちらにつきましては、前回の資料では、市全域での量の見込み及び確保方を算出しておりましたが、本市の放課後児童健全育成事業である、もりぐち児童クラブ「入会児童室」では、原則その学校に通う児童がその学校内にある児童クラブを利用することとなっているため、より実情に合わせ、学校別に量の見込みと確保方を作成いたしました。個別に見ますと、おおむね、どの学校においても確保方が量の見込みを上回っており充足しておりますが、お手元の資料15ページ、さくら小学校については、どの年度においても量の見込みが確保方を上回っており、足りない状況となっております。

次に、16ページに移りまして、放課後児童健全育成事業の確保の内容については、一部の学校において新たな確保方を必要とすることから、学校及び市教育委員会と協議を行い、事業実施場所の適切な確保を図るとともに、対象校の通学区域内等において、積極的に民間放課後児童クラブの設置促進を図ります。

続きまして、18ページにまいりまして(4)地域子育て支援拠点事業につきまして、下段の【確保の内容】について文言を調整させていただきました。内容としましては変わらず、中部エリアにおいて、令和6年9月のもりランド廃止に伴って親子の交流の場については、各コミュニティセンターと連携を図り確保に努めること。東部エリアにおいては、児童センターの令和7年度末の廃止に伴って、地域子育て拠点事業について、代替となる事業の実施者を募集し、廃止後も必要な事業量の確保を図る旨、記載をしております。

続いて、27ページにまいります。(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業及び(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてでございます。前回の資料につきまして、第二期計画のままの古い文言となっており、中間見直しの際に文言を修正いたしました。その修正が反映されておりましたので、今回修正をさせていただきました。失礼をいたしました。

次に、28ページでございます。ここからは、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられたため、本章において量の見込み及び確保方策を記載することとなった事業でございます。

まず、(14)子育て世帯訪問支援事業でございます。こちらは、要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他必要な支援を行う事業でございます。量の見込みに対し、確保方策を講じていく予定でございます。

次に、(15)児童育成支援拠点事業でございます。養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供・相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供・相談及び助言その他の必要な支援を行う事業でございます。こちらにつきましては、本市において現在のところ実施予定はないものの、実施については引き続き検討をいたします。

次に、(16)親子関係形成支援事業でございます。親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供・相談及び助言その他の必要な支援を行う事業でございます。量の見込みに対し、確保方策を講じていく予定でございます。

次に、(17)妊婦等包括相談支援事業でございます。妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供・相談その他の援助を行う事業でございます。こちらについては、1名に対して計3回の面談を実施することとしております。量の見込みに対し、確保方策を講じていく予定でございます。

続きまして、(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)。保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが、月一定時間までの利用可能枠の中で親の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等の施設を利用できる新たな通園制度でございます。こちらにつきましては、令和7年度は本格的実施を見据えた試行的事業となっており、本市においては実施の予定はございませんが、令和8年度以降の本格実施以降については、必要量の確保に努めてまいります。

(19)産後ケア事業でございます。産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業でございます。宿泊型と訪問型があり、宿泊型は産後5か月未満の産婦と乳児が対象で、訪問型は産後1年未満の産婦と乳児が対象でございます。また、訪問型には流産・死産された女性も含まれます。令和7年度よりデイサービス型を導入し、さらなる事業の拡充に努めます。こちらについては、量の見込みに対して確保方策を講じていく予定でございます。

以上が、第6章の修正箇所及び追記箇所の説明でございます。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。

それでは、第6章に関して、皆さん何か御意見などございますでしょうか。

すぐ出ないようなので私のほうからですけど、前回お話しさせていただいたのは「こども」表記のことで、これはこども家庭庁の通知にある。これはだから事務連絡のほうを添付させていただいたんですけど、自治体のパブリックコメントにかなり出てきているので、私がかかわっていた自治体というのは、かなり「こども」の平仮名にこだわっていたところが多くてこだわってたんですよ。なのでと思ったんですけど、パブリックコメントに出ているのを見ると、そこまでこだわってないなど。原則はこれなんです

けど、そこまで普通に漢字の「子供」になっているところも多かったかなというような感じもするので、基本ラインはこれでということでもいいのかなというふうには思っております。以上です。

では、ほかの点でいかがでしょう。

では、はい。

○郵橋委員 すみません。前のときもほとんど私がしゃべっていたところがあって申し訳ないんですけども。0・1・2歳の施設の確保数のところなんですけれども、これ質問なんですけれども、これは今現在計画されてるもののみ計上されてるわけですよ、確保方策の中で。前からお願いしてますように、既設園の改修とか先生の採用の補助が見込めたときには、今定員減をしているところが定員にが上げられるわけなんですけれども、その辺りのは当然計画には入っていないということですよね。

○事務局 確保方策の考え方でございますけれども、一応現在予定しております施設改修については反映させていただいているところでございます。ですので、今の確保方策の定員に踏まえて、プラス施設改修の予定があるところについては、この計画に反映しているということでございます。

○郵橋委員 ということは、新設園も当然入っての話ですよ。前から言ってますように、ここの数字、確保方策の中に先生の採用ができずに定員減をしているところが多い。前回は報告しましたように、私たちの調査では弾力的運用を適用して、定員以上の子どもたちを受け入れているところがあって、先生が採用できずに定員減にしているところがある。それを平均しますと、ほとんど定員での数字になるんですね。そこの定員減になっているところの先生を確保できれば定員確保できるとすると、弾力化運用していただいているところの分が、余分な、余分と言ったらおかしいですけども、見込みとしては多くなるはずなんですよね。そこらの政策的な問題と、これは全然絡んでない話ですよ。ぜひその政策的に先生の確保をして、新しく施設をつくらなくても定員を確保できるような数字。一昨年調査では、こども園協会とこども園会で、先生の確保ができれば今の数を超えて、いわゆる隠れ待機児と言われる子どもたちの多くが、もう既に受け入れられる状況になるという中で新設の数字になっているわけですよ。だから前から言ってるように、そこらのあたりの政策的なことをもう少しきっちりやっていただかないと、この数字はつくれば増えるだけの話になってしまうので、ちょっとそこは注意いただきたいかなとは思っています。

○事務局 郵橋委員の御意見ですけども、計画上は利用定員で整理させていただいています。それは計画上、市の確保方策を如実に表すということで計画上出ささせていただいて、その中で不足が今回としては出てるわけですので、その不足を市としてどのように確保していくか。その中で、郵橋委員おっしゃったような保育士確保方策にじゃあ取り組んでいきましょうというところで、今回も10ページのほうに確保方策の重大的根拠を挙げておるんですけども、計画上は利用定員とニーズを出ささせていただいて、足りない部分を皆さんでこのようにしていきましょうというふうな計画の位置づけになっておりますので、ですので足りない部分を保育士の確保に注力していきましょう。今回新たな確保方策の中、施設の参入というのが入っておりませんので、あくまでもその保育士確保というのは、今回のその確保方策に入れさせていただいておりますので、郵橋委員のおっしゃった内容と相違はないかなというふうには思っております。

○郵橋委員 それに対して誠に申し訳ない。いつも先生を確保するための支援は行いますと言いながら、令和3年だったかな。緊急雇用の補助金40万、それも市半分、事業者半分の20万負担でしか先生の採用についての補助金ないんですね。どんどん採用が厳しくなってくる中、何回も採用のことをお願いしてたのに、そこが現実化してない中で、この施設の数をやっていくというのは、支援しますという今までの市の働きかけと、実際の数字とは合わない状況をどんどんつくっていったることになると私は思うんですけども、いかがでしょう。

○事務局　今回、確保方策の具体的項目の中に、さらなる保育士確保方策の充実というところで記載させていただいております。実際その具体的な内容につきましては、これまでもそうですし、民間事業者さんのより実効的な支援策というのを行政と民間事業者さんでしっかり話し合っていて決めていくべきなのかなというところがございます。いろいろ思うところはあるかと思うんですけども、当然我々としても予算確保して実施というふうになりますので、しっかりと意見交換していくことが大切かなというふうに思っております。

○郵橋委員　公立園が民間移管をしたときに、これは市の財政削減ということで挙げられてますよね。財政規模を少しでも下げていくというところで。とすると、その分の下がった分の半分ぐらいを、その先生の採用のほうに充てるとかという政策的なもくろみは、市としてはないんですか。積極的な採用とおっしゃっている以上。

○事務局　今回、民間委託に当たりまして一番重要なところは、先ほど郵橋委員がおっしゃられました、前回のときも津嶋委員も強くおっしゃって、人材確保と、あと医療的ケア児とか配慮の必要な人のバックアップということだと思います。この民間移管に当たりましては、今回民間移管の計画に当たりましては、その浮いた財源と言葉ちょっと語弊あるかもしれませんが、その財政効果で出てきたもの、全部ではないですけども、この今回具体的にこの計画に盛り込ませて書かせていただいております。これ何で書かせていただいておりますかということですけども、先ほど郵橋委員もおっしゃられたように、口ばかりで一向も担保されてないじゃないかということ。今回もう計画に明確に書かせていただきました。私読ませていただきますけども、10ページの中段以降、後段のほうですけども、「民間認定こども園等の保育人材の確保・医療的ケア児・配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育・サービスの質及び量の充実に向けたさらなる支援を進めます。」。4点挙げさせていただいております。「認定こども園と障がい児保育・看護師保育・看護師配置補助費の補助基準額の拡充。2点目は、さらなる保育士の確保方策の充実。3点目、保育士等への研修の充実。4点目、巡回支援の充実など」ということで、今後、民間移管される事業所だけではなく、市内の事業所全体において、ここをバックアップさせていただいて充実を図ろうとしておりますので、どうぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

○郵橋委員　ぜひ実現していただきたいなと思います。

それともう1点、民間園は、どうしても若い先生がすごく多いので、障がいを持っている子どもたちに対する経験的な関わり方というのが、これは難しい。それに対して公立園はやっぱり年齢層が高くて、それなりの経験を持っていらっしゃる方が多いということから考えると、やっぱり障がいがいこれだけ今、文科の水準では1割と言われている中で、特にボーダーラインといった言葉はちょっと失礼なんですけども、認知に障がいを抱えてる子どもたちというのはすごく多い中での保育のやり方というのをもう少し考えていったときに、その経験を生かしていただくように当面の間残していくこともあってもいいかと思います。それで規模としては231人の受入れ実績がある施設ですので、今おっしゃったように、民間だけじゃなくて先生の採用のところに費用をかけるとするなら、それができるはずなので、ぜひそれもお願いしたいなと思います。やっぱり若い先生の中では、学校で習ってきただけのことで子どもたちに対応して逆の問題が発生したりとかということが多くあるので、やっぱりこういう保育がというようなモデルケースを見せていただくような施設というのは、子どもたちのセーフティーネットとして、やっぱり市が維持していく必要があるかなと思います。それがうまくいけば、ある程度の段階で公立園を廃止して、子どもの少子化の波に合わせた施設数に抑えていくというのは、これは当然のことだとは思いますが。それで、ぜひそこら辺りの、子どもたちの必要に応じた施設を、その時期時期に合わせてつくり変えていくというようなところがやりやすいのは公立園だと思うので、ぜひそこら辺りの検討もお願いしたいなと思います。民間園では一旦採用してしまうと、なかなか辞めてもらうことができない

いし、辞めてもらおうと次採用が難しい。その人数、希望する子どもの人数によって、先生の採用を割と自由に配慮することできないんですけども、1年単位とか3年とかという単位で募集ができる公立のほうが、そこはやりやすいはずなので、ぜひお願いしたいなと思います。はい。ありがとうございます。

○久保田会長 そのほかいかがでしょうか。

○津嶋委員 今、量の見込みと確保方策の説明をいただいたんですけども、まだ地域によっては、ちょっと足りていないところとか、児童クラブについても、まだ足りてないところがあると思うんですけど、やはり今の、これからの人口動態の推移というのは、やっぱりしっかり見ていく必要があると思いますし、特に守口は平成29年から乳幼児の無償化を先行してというか、全国でも例を見ない形で進められていて、一定0歳から5歳児の人口というのは、今他市では非常に減少してはいますが、子どもの数が一定維持ができてるレベルかなと思うんですけども、ただ、ここから近隣市においても乳児の保育の無償化を進めようという傾向はもう見えてきてまして、大阪市さん、また東大阪市さん、門真市さんもそういう情報も入ってきてますし、やはりそれぞれ人口をどう維持するかということで自治体が消滅自治体という言葉も出てきているように、そういうことを維持、何とか避けようと回避しようということとされるので、ここでもってこの人口の推移というのは、また変わってくる可能性あるね。だから転入転出も含めて、子育て世帯の方が守口で住んで子どもを育てたいと思われる方も一定例えば出てきていると思うんですけど、この大きくまた数字がぶれてくる可能性もあるので、もう前回の委員会でも申し上げましたとおり、そういうところの推移をしっかり見極めながら、そしてまた人口減少してきているんですけども、配慮が必要な子どもについては、乳幼児そしてまた児童のほうでも増えてきているというふうに把握をしますので、その対応というのは必ず課題として全国的にも各自治体、課題として出てくるので、これをどういうふうに対応していくかというのは今答弁言われたように、しっかりと支援の方策を考えていただかないと駄目だと思うんですね。そうしないとやはり保育・教育が受け入れられないというか、受けれないと。事情、人の不足もありますし、また一方すれば養成校で学部がどんどんと今衰退してはいるというか、例えば幼児教育学部とか教育学部というのがどんどんと希望する生徒さん、学生が減ってきているのも実態なので、もう全体にそういう保育を担おうという先生の数、保育士数が保育業界の数が、もう減ってくることも想定されるので、そういう中でどういう形で子育てを維持、その支援を維持できるか。保育業界を維持できるかということも大きな課題になってきているので、本当に全てがこれ関係してきますので、これだけということではなかなか解決にならないと思うんですけども、総合的にそういう形で具体的な施策をしっかりとというのも、いわゆる抽象的で、ということがしっかりとという支援に値するのなことなので、より具体的な支援方策を一緒になって考えていただければなという思いはあります。そういう中で、これからの子どもたちに、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを本当に願いながら、守口市がどういう形で、また支援に力を入れていくかということについては見させていただきたいと思いますし、私たちも、そういう受皿として、しっかりと質を高められるように努力はしていきたいなと思います。以上です。

○事務局 これから児童の数が右肩下がりになってくるのは確かなことだと思っています。そこをどう民間事業者さんに、これからもいろいろ意見交換させてもらって、どういう形で進めていくか。これからの近い将来の課題だと我々も認識しております。そこらはまたこの機会、この子育て会議の中でもそうですし、また民間事業者、今日委員お2人来られてますけども、この事業者さんとも意見交換しながら何がいいのかというのを、概算を見ながらやらせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○久保田会長 ちょっと関連して僕のほうからですけど、保育士確保方策と、ここに10ページに、もうはっきりと書いていただいたわけですけど、先生方からもお話があったように、他方で、とにかく保育希望する学生が減っていると。各大学で減っていて、先日高校の保育コースがある高校の全国の集ま

り、今年大阪でやられたので行ったんですけど、とにかく減ってるんですよ。高校も保育コースに来ないんですね。いろんな要するに女子高とか元女子高みたいなところにすごく多くあったんですけど、それがもう。全体の総会も毎年開催するのも難しくなってるみたいぐらいに減ってるんですね。なので、この保育士の新卒をどんどん集めていくというのはいろんな市でやってますけど、ちょっともうそこだと限界があるので、やはり幾つかの市では、もう今勤めてる人が辞めにくい制度で、今勤めてる人に辞めさないというか、そっちのほうにかなりシフトをしてるんじゃないかと。要するに本当に5年目、6年目、7年目あたりまでちょっとお金を出していくとかですね。とにかくそういったほうがいいんじゃないかと。先ほどちょっとお話もありましたけど、公立のほうは年齢が高いのでしっかりとした保育ができる人が多いと。私立だと若い人がとなってますけど、私立でも長く勤められるような、そういった給与の体系をどんどん市のほうで支援すれば、守口市全体の保育の質も高くなるかと思うので、単に新卒をとにかく刈り取ろうというだけじゃないところでちょっとこれから考えていかないと。本当に新卒ばかりになったら、むしろ保育の質が下がる可能性も高いわけですね。その辺りも考えていただけたらなというふうに思います。

それと、この会議として、今の子どもたちだけじゃなくて、やっぱり将来の子どもたちにも責任あると思うんですよ。そうした場合、持続可能な形の保育の在り方ですね。むやみにバアッと増やしたりとか、無理に何かを維持したりして将来しわ寄せが行くような形のことはちょっとしないほうがいいんじゃないのかなと。そうすると本当に何年後に、もう全国で少子化でどんどんしぼんでるときに、非常にゆがんだ政策になっていってしまう可能のところもあると思うんですけど、そうならないようにちょっと守口さん、そこまで見据えて本当に持続可能な保育政策というのを、子育て政策というのを可能にするようにしていただけたらなというふうには思います。

どうぞ。

○郵橋委員　ほかの委員さんの意見もどんどん聞きたいところなんですけども、ただ、今先生おっしゃった、経験のある先生、潜在保育士の採用をいろいろとやってるんですね、現実問題として。実際に保育に一番必要な時間帯の子どもたち、大体9時から4時半から5時ぐらいまではパートさんも採用できるんです。できるというか、もうほとんど採用してるところがほとんどなんですね。その前と後ろの採用が難しい。子どもさんが小学校ぐらいとか、あるいは中学校ぐらいで動きやすい年齢の方というところ、やっぱり子どもが帰ってくる時間帯には家にいたいから9時—5時とかいうことをおっしゃるんですね。でも、ほとんどそこはもう採用ができてる。それより前とか後ろになってくると、なかなか採用が難しいという状況があります。

それと、結局それだけじゃなくて、配置基準で各園人数が決まりますけれども、それはその前と後ろの子どもが少ない時間、長めの時間帯よりも中心の時間帯で全部決められるんですね。そうすると守口市の場合、13時間開所だったら一番早いのは7時から勤務を始めるとする3時で上がっちゃうんですね。3時以降8時までの5時間、この間の先生はどこにカウントされるのかという話になってくるわけです。これ実際、配置基準の中には出てこないし、そこに対して今配置基準とその給付費の中で、最大フリーが認められるのは3人なんですね。その3人でその時間帯を賄えるかといったら実際には賄えない。そこに先生のしんどさがある。若い先生ほど早く出て遅く帰るというシフトが強要されてしまうけれども、潜在保育士で採用した方は時間固定で勤務ということになってくると、だんだん疲れが若い先生に溜まってくるという状況であるということは知ってほしいんですね。それをやるためにも、動ける若い先生も採用したいというのは私たちのところなんです。その一番極めつけが、学校を卒業された若い先生を採用すると、そのシフトの負担が減ってくる。そういう意味で大学卒の先生の採用を最優先で考えているというところなんです。そういうふうなやっぱり各園の中での人員配置の状況とか、どこまで採用できるかとか、国は潜在保育士の活用といいますけども、実際に募集してかけたとこ

ろで、その極端に前と後ろのところの給与額を上げない限り応募はないという状況であるということですね。だからその給与額を上げれば上げるほど園の負担が大きくなってくる。その中で運用してるという状況だけは知っていただきたいなと思います。それに対して行政がどういうふうに支援してただけるのかというのがやっぱり大きな問題だろうなどは思っています。

○久保田会長　ほかの委員の意見。

○郵橋委員　ぜひ意見聞きたい。

○久保田会長　ぜひ。

○芹井委員　全然違うところでもいいですか。すみません。園のこととかが全く存じ上げておらずで申しさせてもらうと、私自身も高校で演劇とかを教えさせてもらってる中で、やっぱりなかなか家庭環境的にも愛着形成みたいなことがなかなか難しい、できてなかったというようなことの実事とかもやっぱりあって、そこに悩みを持って、こういう会議というふうなものに興味を持ったんですけども、その中で29ページの親子関係形成支援事業というところがありまして、ここのどういうことをされるかとかということを含めて、ちょっと私も無知なもので、この人数の出方とか、どういったことが実際に起こされているかとかするかということをもう少しだけ聞かせていただけたらなと思っています。

○事務局　こども家庭センターです。親子関係形成支援事業としましては、この法律にのったのは最近なんですけども、守口市としても機会については以前から実施しておりまして、ペアレントトレーニングというような形で複数回の講座形式みたいな形で、親子が何回か来ていただいて、悩みとして自分の子どもがかわいいと思えないというようなお母さんとかがいらっしゃったりするということで、例えば発達測定、あるいはお子さんのケアというところがいらっしゃるということで、その親子がうまくやっっていけるような形でペアレントトレーニングというような形で親への講座を行うということをやっただいて、家庭がうまくいく中で親子関係を形成していただくというところの事業を行っています。この人数なんですけども、過去から実施しているような内容をベースに45人のほうについては入れさせていただいているものです。

○芹井委員　ありがとうございました。

ちょっと私自身の考え方になってしまうんですけども、園というふうなものであったりとか市であったりとか、いろんな方々がいろんな課題を持っていて、いろんな問題をこれから解決にしていくに当たっても、一番はやはり親子という関係性の中で、どこまで子どもを育てれるかということ。ただ社会的に、私も先日子育て支援員という制度がありましたので、それを受けさせていただいて、そういったところで、もしかしたら保育園でお手伝いできるかなとかいろいろちょっと考えながらやってるんですけども、どうしても親自体も一生懸命になって、その子育てに対してなかなかうまくトライできないというようなこととか、初めて経験することでもあるので、そういったところで悩んでいらっしゃる方がかなりいてるんじゃないかなと思っています。そういったところの支援というのがあまりそこまで見えてないところもあったりして、うちの子どもも少しグレーゾーンというふうなことを言われてるんですけども、そういったことの子どもだけでなく、普通にその子ども以外であったとしても親子関係というのをどうつくっていくかというのは、やはりかなり悩んでる方のほうが多いんじゃないかなと思っています。それに対しての支援みたいなものは、その10人という人数ではなくて、もっともう市民全体で考えていく必要があるのかなと思っています。それによってその園での悩みというのも少なくなる可能性もありますし、市での悩みというのも少なくなる可能性もあるので、どちらかというところ、ここの支援事業がかなり拡大化されることが望ましいなというふうにちょっと個人的には思っております。

○久保田会長　どうもありがとうございました。

まさにおっしゃるとおりのことだと思います。この今の6章でいうと11ページのところから、3で地域子育て支援事業というのがあって、こうやってずらっといろんなのが出てくるんですね、(1)

(2)。現状だと、一応(13)までですね。新規が(14)以降なんですけど、また次に議論する資料4ですね。第5章のほうなんかにもずらっといろいろ並んでいるんですけど、やはりなかなか市民の方がこういうのを全部認識してるということでもないんですよ。ないと思ったほうが、絶対ないですよ。なので、こういうのをこういうサービスがいっぱいあるというのを分かりやすく提示することがすごく大事だと思うので、いろんな市いろんなパンフレットとかいろいろホームページとかつくっていただいているんですけど、それをすごく分かりやすく発信するのはすごい重要だなと。実際の準備はされているんですけど、知らないのになかなか利用できないという、利用しないというのもあるかなと思います。

お願いします。

○津嶋委員　今委員のほうから、いい質問というかそういう意見もあったんですけども、実際に園のほうでは、いわゆるキンダーカウンセラー事業というのもあったりして、府の事業でもあるんですけども、いわゆる臨床心理士を置いていたりとか、いわゆる経験豊富な教職員がそういうことで子育ての相談を受けるといのは広く門戸は開いているんですけども、今本当におっしゃるとおり、なかなか在園というか子どもを預けていらっしゃる保護者はすぐにこういうカウンセリングというのはやりやすいとか通りやすいんですけども、やはり一般の家庭にいらっしゃるって、なかなかそういう近くに施設があるかという、それを訪ねて相談をかけるというのは、こういう難しさはあるんですね。ですから私たちがそういうところの発信はどんどんしていったらいいんですけども、行政としてもそれをまたバックアップしていただいて、そういう誰でもそれを受けることは可能なんですけども、またそういう人を置くために私たちも、いわゆる全てをそれ、補助もいただいているところがあるんですけど、いわゆる専門家を置くことによる。しかしそれも十分ではなくて、全部の施設がそういう体制を取れてるかということではないので、そういうところで本当に今愛着の部分おっしゃったように、愛着障害という部分までの診断が下りるといのは非常にこれはハードル高い、医療的に医学的にも高いんですけども、実際にそういう私たちも肌で感じる、なかなかその母子愛着の形成が難しい現状が今あるなど。やはり長時間保育に預けて、長時間預けるから愛着が生まれにくいということではないんですけども、ただやはり子どもにすれば、本来家庭のほうでいる時間というのは睡眠と食事とお風呂入ったりする時間を含めれば、お父さんお母さんと関わる時間というのは、11時間預けられているとすれば、実際には3時間から4時間ぐらいが関わってる時間になるので、その中でしっかりと親子の会話であるとか対話であるとか、そういうことも本当に大事になってくる今の時代なので、そういうことを含めて私たち施設も今本当におっしゃったとおり、そういう受皿としてはそういう相談業務をしっかりしていったらいいかなと思います。ただこれは本当に行政としてももっと広く周知したりとか、全体の体制は整えていく必要が。私たちも今、これからの子どもの今の育ちを考えれば、まさにそれも本当に大事なところかなと思ってます。

○郵橋委員　私も一言いいですか。今津嶋先生がおっしゃった、そのキンダーカウンセラー事業というのは、カウンセラーさんが専門的見地で子どもたちの様子を見ていただけるんですね。普通カウンセリングというと、いわゆる検査室の中での親子関係を見るんですけども、幼稚園に来てるといことは子どもたち同士の関わりもそこの中に視野に入ってくるので、お母さんが家で見てると違う姿は知らないわけなので、そこをちゃんと説明してあげる。子どもたちにとってはこういう関係が今できるんやから、それをもう少しちょっと長い目で見てあげたらというふうに言っていただくというのはすごく大事なことなんです。保護者の方は割と先生に気軽に、もうちょっとしんどいんよとか愚痴はおっしゃいますよね。それ聞いている中で、ちょっと問題あるなら、そのカウンセラーにつなぐことによってお母さんの悩みが解消するというのはやっぱり大きな制度だと思ってるんです。ただ、それが今おっしゃったようになかなか広がっていけないという状況もあるというのはあります。

それと、うちに来られたカウンセラーさんを採用して一番印象的だったのが、障がい持ってる子どもなんですけども、いろんなところに相談に行かれていろんなことを言われるんですね。迷ってしまう。私から聞くと、その中心にあることは1つなんだけれども、言葉のかけ方とか意味の説明の角度が違うもので保護者の方は迷われてしまう。そういうときにカウンセラーさんが、自分でどう考えていくのかというところをうまく周りの様子とか言われたことを見ながら自分で気づくようにアドバイスしていただけるので、じゃあ自分はこうすればいいんだということでお母さん納得すると子どもも変わります。言われたことをやってる間はなかなか子どもも変わらないんですよ。でも自分が納得してこうすればいいんだと思ってそれをやらはると子どもも変わります。そういう意味ではすごくカウンセラーさんの力というのは大きいなとは思ってます。そういうのがもっと広がればいいんですけども、なかなかないですし、それはうちは幼稚園系のほうはそれがあるんですけども、うちはないので園単独でやります。

○久保田会長　　どうぞ。

○事務局　　市の取組事業につきましては、今、子育てガイドブックとかで周知に努めているところかなと思います。この計画自体、全ての市民さんに読んでいただくのは、やっぱりちょっと量が多いかなと思いますので、しっかりその子育てガイドブックの充実なり、市民さんにこういう事業をせっかくしてるわけですから、知ってもらえるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、それに向けてちょっといろいろ取り組んでいきたいと思っております。

○久保田会長　　先ほど津嶋先生も示唆されてたんですけど、園とつながっていると、そういうのがあれなんですけど、結局その特に0・1・2歳とか、やっぱり幾ら率が上がってきたといっても、まだ行ってない子も多いし、もうずっと1970年代ぐらいから、いろんな検査なんかで育児不安は専業主婦世帯のほうが高いというのがずっとこれは出てますので、そういうので園に通ってなくてもそういった子育てのときに気軽に行けるような、そういうつながりを持てるような、市であるように、より今やっている以上に何かいろいろしていただけたらなというふうには思います。

○郵橋委員　　やっぱり私たちの施設というのは、親にとってはハードル低いんですよ。だからちょっと相談にとかという形で来られる方が多いです。それがずっとつながっていて、私が知ってる限りでは、今年中学校卒業しました。これで卒業したいと思っておりますというお手紙くださった保護者がいて、幼稚園に行ってるときから、これは門真の幼稚園の話なんですけど、幼稚園に行ってるときから毎年2回、3回とずっと相談に来られて、中学卒業して、もうここから先は子どもに任せたいと思っておりますというふうに自分で決めはったと。そういうふうにハードルが低いからそれだけ長く続くところでもあるというのがすごい大きな意味やと思っておりますし、民間だから園の園長とかはそんなに変わらないから、そのお母さんずっと知ってるから、今日もいたね、頑張ってるねとかというふうに対応できるというメリットも大きかったんだろうなと思っておりますけども。だからその園のハードルの低さをうまく利用するというのも考えていただけたらいいかなと思います。

○鎌田委員　　ちょっとそれに関連するんですけど、28ページのその子育て世帯訪問支援事業というのが、その保育園とかにかかわらない、要は、今困ってらっしゃる御家庭に対する支援事業ということなんですかね。

○事務局　　それでは事業の御説明させていただきます。子育て世帯訪問支援事業につきましては、以前は養育支援訪問事業家庭援助型というふうにしておりまして、御家庭に家事であるとか育児にちょっと課題があるような御家庭ですね。障がいをお持ちの御両親であるとか病気になられたであるとかいうようなときに、掃除や家事をするヘルパーさんを派遣する事業でございます。ですので、こちらについては、ヘルパーさんを派遣して、その家事を支援することによって、その負担が減ることで家庭がうまくいくように支援していくというような形の事業になっております。

○鎌田委員 どちらかという両親側のほうに負担がある場合に。

○事務局 そうです。

○鎌田委員 なので、この数も大体把握されてる分から実績として上がって。

○事務局 はい。

○久保田会長 どちらかという保護者さんが望むというよりも、実際は情報を把握してという、そっちの流れですよ。

○事務局 そうです。

○久保田会長 ちょっとこの家庭には支援が必要だということに送るといってね。

○事務局 あとすみません。先ほど来、こういった各種事業、市民さんへの周知ということで、過去で申し上げますとやはり広報誌ぐらいの媒体しかございませんでしたが、昨今はSNS、本市もライン・フェイスブック・ツイッター・Xとございますけども、そういう部分で発信媒体を広げるとともに、いわゆるアウトリーチ型の部分での子育て支援という部分にも、国それと本市においての力を入れていっているというところがございます。特に子どもさんの場合は母子手帳を事前にもらいに來られますので、どなたが妊娠されて出産されてるかというのは非常に把握しやすいという観点から、以前でしたら母子手帳を受けられて母子健診とかを受けられるという部分での、市、行政としての事業でございましたけども、現状は産前から関わって行って産後までフォローしていく。そういったツアーの中でその御家庭、また子どもさんにおける課題などを把握した上でアウトリーチ型でつなげていくという部分が以前と大分違ってくるところでございます。今後もこういった事業を先ほど委員長のほうからございましたけども、子ども・子育てこの計画のほうに新たに持ってきた事業でございますので、この部分、しっかり充実させていくことが非常に重要というふうに思っております。

○久保田会長 その辺り、はい。よろしく申し上げます。

ちょっと6章が長くなりましたが、そろそろ6章のほうは終わりにして、もう基本的なこの計画の根本のところである4章のほうですね。こちらのほうに行きたいなというふうに思います。では、説明のほうをよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、「第4章 計画の基本的な考え方」について説明させていただきます。

こちらの章につきましては、守口市子ども計画の考え方を記載しており、この考え方に基づいて、後で説明をさせていただきます、第5章の施策を展開してまいります。本計画の中心となる部分でございます。

それでは、3ページをお開きください。

1. 基本理念でございますが、本計画では「こどもまんなか 笑顔のまち 守口」とさせていただいております。守口市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭・地域・事業者・行政が協働して全ての子どもと子育て家庭へ温かいエールを送ってきました。守口市の全ての子どもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで子どもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指します。

次に、2. 基本的な視点と重点方針でございます。

まず、(1) 基本的な視点です。①主権としての子ども・若者の視点、②次代を担う人材を育成する視点、③子育て家庭の負担感を解消する視点、④地域社会全体で支援する視点、⑤子ども・子育て支援の質的向上の視点、⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点の6つの視点から子ども・若者に関わる施策を総合的・体系的に推進します。

それぞれの視点について、順に説明させていただきます。

まず、①主権としての子ども・若者の視点です。

日本が批准している「子どもの権利条約」では、子どもが「権利をもつ主体」であると位置づけられており、令和5年に施行された「こども基本法」では、「子どもの権利条約」の4原則（差別の禁止・生命、生存及び発達に対する権利・児童の意見の尊重・児童の最善の利益）を踏まえて制定されました。一人ひとりの子ども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障するため、子ども・若者の利益を最大限に尊重するとともに、意見を尊重し、積極的に意見を聞くことで、子ども・若者の視点に立った取組を推進します。

次に、②次代を担う人材を育成する視点でございます。

子どもは、これからの社会をつくり、支えていく存在であるとともに、さらに次の世代を産み育てていく存在でもあります。生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための支援を行い、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養います。また、生まれ育った家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子どもが未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできるよう、長期的な視点に立った取組を進めます。

次に、③子育て家庭の負担感を解消する視点です。

核家族化や地域の人間関係の希薄化により、保護者が日常的に子どもの話や相談事をできる相手が少なくなっている状況は、就学前施設や子育て支援施設の職員に子育てを支えてほしいと思う保護者の増加につながっていると考えられます。子育て中の誰もが気軽に悩みを話せたり相談したりできる場を増やして、子育ての不安や孤立の解消を図り、子育てに喜びを感じられるよう、こども家庭センターを中心に、子育て家庭に寄り添った妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組めます。また、子育てにかかる費用が経済的負担と感じる保護者も多いことから、子育て家庭に向けた様々な経済的支援の取組を進めます。

次に、④地域社会全体で支援する視点でございます。

家庭・地域社会・企業・行政それぞれが役割に応じて協働し、子ども・若者が安心して健やかに育つ環境づくりを推進します。特に支援が必要な子どもと家庭に対しては、子どもの権利と最善の利益を確保する視点に立って、様々な地域資源を活用し、重層的な支援体制を構築する取組を推進します。

次に、⑤子ども・子育て支援の質的向上の視点です。

本市では、人口全体の減少幅に比べて、子どもの人口、これは0歳から17歳までを指しております。子どもの人口の減少は小幅にとどまっておりますが、今後も子どもの人口は緩やかに減少していくと見込まれております。子ども・子育て支援制度開始後、増大する保育ニーズに対応して、新たな保育施設の開設など、大幅な利用定員拡充に努めてまいりましたが、今後は将来的な子どもの人口の推移を見据えながら、就学前教育・保育ニーズへ対応するとともに、教育・保育の質の向上が一層の課題となります。就学前教育・保育人材の確保や、教育・保育環境の整備のみならず、就学前施設の違にかかわらず、子ども一人ひとりの発達や学びの個人差に留意しつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と、乳幼児期における環境を通した総合的な指導と子どもの学びの実現を目指して、職員の資質向上に努めます。また、就学前施設において実践されている「遊びを中心とした学び」を、小学校において幼児期からの発達の連続性を考慮した学習に接続できるよう、架け橋期のカリキュラム作成を推進します。

次に、⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点についてでございます。

男女がともに仕事も家事・育児も担うことができるためには、柔軟な働き方ができる職場環境が求められており、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、企業のワーク・ライフ・バランス推進の取組や働き方改革などの環境整備が必要となってきます。男女双方のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業に向けた両立支援制度の情報提供や活用支援などの働きかけに取り組めます。

次に、6ページにまいります。（2）重点方針でございます。

本計画では、5つの重点方針により、計画的かつ総合的に取組を進めます。順に説明をいたします。

1つ目、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく見守り支える体制を構築し、保護者の子育てに伴走する支援を行います。発達段階に応じた子どもとの関わり方等について、保護者の学びを支援するとともに、保護者自身の抱える課題や家庭における課題などがある場合も、必要に応じて重層的な支援体制により子どもの育ちを支えます。

2つ目、子育ての負担や不安・孤立感など保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、全ての子育て家庭を支援します。また、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、市民の理解を大きな前提として、子育てに要する経済的な負担軽減についても、常に先導的に充実を図れるよう取り組みます。

3つ目、保育の待機児童ゼロを維持できるよう、引き続き受皿を確保するとともに、もりぐち児童クラブや病児保育の充実などに取り組むことで、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。また、子ども誰でも通園制度など、全ての子育て家庭が必要に応じて保育サービスを受けられる環境整備に取り組みます。

4つ目、質の高い就学前教育・保育が、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎となることから、人材の確保はもとより、公立民間にかかわらず就学前教育・保育に関わる全ての教諭・保育士等が、乳幼児期における学びの特徴と乳幼児期の教育に必要なことを理解し、子ども一人ひとりの育ちを捉えた教育・保育を実践することで、幼児期に育みたい資質・能力が育まれるよう、専門性向上のための取組を推進します。また、特別な支援を必要とする子どもに対する支援が適切に行えるよう、必要な加配や専門性の取得による環境整備を行います。

5つ目、全ての子どもと若者と保護者を対象に、安心・安全な遊び場や居場所づくりを進めることで、子ども・若者の健やかな成長に資する環境を整備します。また、子どもの犯罪被害や事故防止、乳幼児を連れた保護者が外出しやすいまちづくりに取り組みます。

以上、5つの重点方針により、「子ども・若者へ優しいまちづくり」で、まちの活力と定住を促進します。

次に、7ページの3. 計画の体系についてでございます。

こちらでは、基本理念の実現に向け、5つの施策項目をライフステージ別等に策定し、それぞれに推進項目を設定し、体系的に推進をいたします。具体的な説明及び事業につきましては、次の第5章で行いますので割愛させていただきます。

第4章の説明は以上でございます。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。

この第4章が計画の骨格のようなどころかなと思いますので、意見とかいろいろいただけたらなというふうに思います。

まず最初に口火で、はい。

○邨橋委員　　主権としての子ども・若者の視点というところが、前回かなり国連のこどもの権利条約の話から書き込んでいただいて、それがそのまま継続しているということで本当にありがたいなと思います。

次に、次代を担う人材を育成する視点についてなんですけども、全ての子どもが未来への希望を持って自立する力を伸ばすことのできるような長期的な視点に立った取組という話なんです。これ実は前回の話ししていた、子どもが成長の場面として遊ぶこと。そこに自分でこうしたいとか言いながら、周りと調整しながら遊びを進めていく。例えばボードゲームだったら、ほんの2、3人ですから、もっと大きな大規模なもの、失敗する可能性があるとか一人では絶対にできひんものなんかをできるような場所という形でのプレーセンターみたいなものがあることで、子どもたちは自然とそこで自分の意見を出す

こと、そして相手の意見を聞いて自分の意見を修正していくこと。それと同時に、仲間に自分の思っていることを話しして社会をつくっていく。その活動する仲間を集めていくというふうなすごい大きな経験ができる場所なんですね。そういう場所が実はすごく必要じゃないかなと思ってますので、ちょっと6章に戻りますけども、児童育成支援拠点事業の中に、そういうふうなことを書きこんでいただけたらいいかなと思います。

3のところもそうですね。子育て家庭の負担感を解消する視点の中で、不登校の子どもたちの存在というのはやっぱりすごく大きいと思うんです。この子どもたちが家にいる限り、保護者の負担が大きいばかりで何の解決にもならない。こういう子どもたちが、何かそこへ行けば違う、今までと違う自分が出せるんじゃないかなというところがあって、そこへ行くような施設として児童センターの機能をもう少し拡充して、新しいもの、梶の児童センターの建て替えは、それはそれで仕方がないとして、そういうふうな視点でもう少し大きな視点で考えられませんかねという話を前回したと思うんですけども、そういう意味では、やっぱりこの問題、第6章の児童育成支援拠点事業のところには関わってくるのかなと思います。

「ケーキを切れない少年たち」という本を読まれたことありますか。あの子どもたち、障がいの評価基準が下がったんですね。だから認知ができない子どもたちがそのまま小学校へ行って学校の勉強に入るんだけど、なかなかそれについていけない。それは何でかというところにいくと、一つ一つの数字の意味が分かってない。例えば、向かってという、その向かってが意味が分からないとか、割るという、その割るといふことの意味が分からない。言葉としては分かってるんだけど、実際の具体的な中身が分からない。そういうのはやっぱり体験的にやっていかないと理解できない概念なんですよ。その概念を理解するのに、誠に申し訳ない。小学校ではなかなかそこが難しい。ほとんどが理解できてる子だから、そちらに合わせたペースで授業が進んでいってしまう。そういう子どもたちが行くところがないところで不登校になっていったときに、そこを補うような施設をぜひ守口市で考えてあげてほしいなと思います。

その一つが、自分が体を動かしているいろんなことをやっていく。それも、こうしなさい、ああしなさいと言われてするんじゃなくて、自分からやっていける場所というのが必要じゃないかなと私は思ってます。そういう意味では、この前児童センターがなくなるという話は、そういう意味では、それもう一つ飛び越した機能を持った子どもたちへの支援の施設をつくるという意味で、ぜひここに児童育成支援拠点事業というところをもう少し、計画予定はありませんじゃなくて、計画しますに変えていってほしいなと思います。

○久保田会長 本当に短期的には難しくてもね、長期的にはそういうので意見としてね、ちょっと体験みたいな感じで載せるということも考えられますしね。それすごく前回からおっしゃっていただいているところ重要かと思しますので、その辺また考えていただければなというふうに思います。

どうぞ。

○事務局 第6章の28ページ、児童育成支援拠点事業なんですけど、これイメージとしましては、プレーパークというよりは、家庭に居場所がない子どもが集まって、そこで支援計画を立てて家事支援・生活支援とか学習支援をしていくような場のイメージになります。今現在この計画上には記載はないんですけども、その学習支援・生活支援というのを訪問型アウトリーチで実施しておりまして、そこには子どもの見守りという要素もあるんですけども、その事業との兼ね合いをちょっと考えて、居場所がいいのか、訪問型でするほうがなじむのかというのは、今後考えていきたいと思っておりますので、児童育成支援拠点事業については、その訪問型との計画も踏まえて、将来的な事業実施を検討していきたいということで記載しております。不登校の子が来るような場所にもなり得るんですけど、遊び場としてと

いうより、ちょっと資源要素の近いような事業にはなってますので、今後必要性を考えていきたいと思っています。

○久保田会長　　ありがとうございます。

○郵橋委員　　訪問では、子どもたちの本音が出るのかなとすごく僕はそれ疑問に思うんですよね。大人がこうなさい、ああなさいと大人がどうなのとか聞いたところで、子どもたち本当に自分の思っていることをどこまで正直にしゃべってくれるかというのは、すごく疑問なところがあります。やっぱり子どもたちは遊んでる中で見て、これやりたいんだなと思ってそのままを用意しといてあげると、その辺りがガガッと広がるし、何したいのと聞いて、これ用意したいと言ったら、言った子はいいんだけど、その前にはそんなに広がってないという状況が幼稚園の保育なんかでもよくあることなんです。そういう意味では、ここに書いている、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設と書いて、ここは私はすごく大事だと思うので、最初の狙いのところにこれがあるんだったら、それを具体的な計画にしてもらえませんかという話をしてるんで、もしそうであるとするならば、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設して、この一言は要らなくなってしまうということになりますよね。そういう意味では、狙ってるところが少し違うという前提の上で、私はこれはこれでぜひ頑張っていていただきたいなと思います。

○事務局　　この生活の場を与えるというのは、その趣旨にはなるんですけども、今やっております訪問型の事業とも併せまして、今守口市でその養育環境に課題を抱える家庭がどちらがなじむのか。居場所がいいのか、家庭において訪問によって支援していくことで子どもの自立につながるのかというところをちょっと見極めながら、どちらが望ましいかをちょっとまた考えていきたいなと思っています。

○久保田会長　　現状の梶小学校の校区と児童センターとしての機能と、やっぱりちょっとこれ多分ここだと違うと思うんでね。そのプレーパーク的なね、そういう機能とまた別の箇所でそういうのを書いてってもいいかなと。こっちは本当に支援なので、支援のときのその訪問がいいか居場所がいいかということは何。居場所もつくるって、それはしていただいて、また別のところでそういう子どもの生きる力を育てるようなそういうのを今後どんどん考えていきたいみたいな感じのものをに入れていただくといかなと思います。

○郵橋委員　　だからさっきも言ってますように、子どもの発達時は、自分がやって自分が納得してない限り、子どものものにならないんですよね。やって納得できる場をつくってあげてほしいということです。一言で、フラットに言ってしまうええ。

○久保田会長　　いかがでしょうか。はい。

○津嶋委員　　4ページの⑤番のところなんですけども、子ども・子育て支援の質的向上の支援ということで、冒頭にも減少幅に比べて、12ページですね。子どもの人口の減少が小幅にとどまっております等の。今後も人口は緩やかに減少していくというふうにはなってますけども、全国的にもこれ人口の減少・少子化も急速に加速度的に進んでいることもあって、果たして緩やかなのかなというものは、これはそういうふうにあってほしいとは思いますがけれどもということと、それとそこの下の将来的な人口推移を見据えながら考えていこうということについては先ほども言ったように、中長期スパンでしっかりと、この目先の人口の推移だけではなく、そういう形で進めていっていただきたい。

あと、下に書いてあります、その架け橋カリキュラムについては、終始子どもも伝えてますように、やはり子どもの学びとか育ちが、その幼児期の部分での活動とか保育と、それと小学校での部分の、うまくこのつながる意味においては、間違いなくその教職員間で一緒になって、そういう共有をするというか、今の育ちはどういうことなんだということ。これは文科省からもどんどん今推奨というかね、そういうふうに通達が来てるんですけども、なかなか現状、私質問にも書かせていただいたように、小学校の先生と幼稚園の、いわゆる保育園もそうですけど、保育教諭とかが交わる機会というのは本当にな

いんですね。これをどうにかやっぱりつくっていったって、一緒に本当に架け橋期のカリキュラムを作成するのであれば、それはやはり協議会のようなものを立ちあげていただいてやっていく必要があると思うんですけども、現状やはりそこは、どちらも先ほど言った人手不足とか人の不足であるとか余裕のなさとか時間がなかなかつくれないということで、そういうところも含めて行政も一緒になって、そういう土壌をつくっていただいて、子どもたちのこの学びを中心とした、こういう小学校においての、ここに書かれてるとおり連続性ですね。保育園・幼稚園から小学校にすぐに接続、連続していくような、こういうカリキュラムが本当に立てられるように進めていただく必要はあると感じています。これが⑤番のところになるんですけど。

それとあと、重点方針のところ書かれている③番です。16ページの。ここに書いてるこの「子ども誰でも通園制度」というのが令和8年度4月から本格実施ということで、今実際には進められているところでは他市でも試行実施とかモデル的にやってみようということにしてるんですけども、これはここに書いてましたね。6章にも書かれてましたように、0から2歳児、満3歳に至るまでの子どもが家庭にいる子どもたちが月10時間、今のモデルで言うと月10時間施設に通って、そういうところで関わりを持ったりとか保育ができるとか保育に預けることができるという内容なんですけども、なかなかやっぱり課題は大きくて、そのバックボーンとかバックグラウンドが分からない子どもを施設ですぐに預かって、子どもたちの本当にその先の、先ほど言います連続性で月10時間ですから、今日3時間預かります。数日空いてまた3時間預かりますという、この子どもたちもやっぱり連続性がないので慣れがなかなか生まれなくて、泣いては帰る。また泣いては帰るといっているので、こんな感じになってしまっただけは、これは本末転倒で、この制度の意味は何なのかということと、先ほど言いましたように、受け手としては、その子どもの育ちの裏にとかバックにどういう育ちがあるのかとか、アレルギーのことであるとか、またもう一つは配慮の要る子どもであれば、そこに対するまた人の対応が必要になってくるので、簡単にこれも子ども誰でも通園制度と言われてるんですけども、やはりこの環境整備、ここにも書いていただきました。これも具体的に、やはりどういう手だてがあるのかということも考えていかないと簡単には進まないと思うんですね。ですから、なかなか今試行的にされてるところも、満3歳になった途端に、この0から2歳、満3歳までが利用できるものなので、これについては、そこでもう途切れてしまって、それ以降はじゃあどうするのかという話もあつたりしますので、入園すればいいじゃないですかという話になるのかもしれないですけど、満3歳。ただ、そういう制度としてはそこまでの間の子どもの育ちを施設でも受けてみてくださいということと、ここには書かれてないんですけど、虐待死を回避しようというような、そういう側面もこれは持ち合わせていると言われていまして、実際にやはり家庭でずっとこもってしまって育児に悩むお母さんや子どものケアに悩みを持つお母さんに施設に来ていただいて、そこでうまく相談に乗ったりとか、そういうところの一面もあるので、そういうところについては待機児だけの問題だけではなくて、そういうところの側面もあるので、そこはちょっとここに書かれていないんですけども、虐待に関して。ただ、今後としてはそういうところも、この目的としては文科省のほうも、そういう側面もあるということは打ち出しているんで、そういうところも入ってもいいのかなというふうに思います。

○久保田会長　　どうもありがとうございます。

今言っていた、主に2点だと思うんですけど、そのとおりで、後者のほうは特に、もともと制度設計がよく分からないところがこの制度にあって、結局それをする上限付きの一時預かりみたいな感じになりそうな感じですよ、このままいくとね。だからそういった関係構築とか、全然保育というのが変わってきてしまうところもあるのではというのと、あとやはりその、もうこれ今日ちょっと横山委員いらっしゃらないですけど、やっぱり小学校等のそのあれでも、どこの自治体も多分これ同じようなことを言ってると思うので、どうしてもこれ、なかなか現場任せであれなので、市のほうでちょっとそ

こはそういう場は持ってもらわないと、多分その連携というのはちょっとかなり進みにくいんじゃないかなとは思いますが、またその辺りもよろしくお願いします。

ほか何かありますでしょうか。

○郵橋委員　今のと併せてですけれども、ここの第6章の18が「子ども誰でも通園制度」なんですけれども、この量の見込みと確保方策の数字が具体的に挙がってるんですよ、一桁まで。これはどこから出たんですかね。でも確保の内容としては、令和8年度から実施に向けて必要量の確保を図りますと書いてるんですけども、具体的にこれだけ確保できますと書いてるんですけども。

○久保田会長　何かの数式があるんですね、多分ね。

○郵橋委員　どうしてこの数字が出たんですか。

○事務局　一応、3歳未満児が誰でも通園制度を利用できるということで、あと生後半年以上から3歳児未満というところがございます。現に小規模事業所認定こども園の通所など通われてるお子様は、こちらの施設を利用されてございますので、いわゆる在宅で子育てされている親子、子どもさんが対象になるということがございます。つきましては、現に施設を利用されていない方という部分が数字で出せますので、その部分で算出させていただいておるというところがございます。

量の見込みと確保方策、これは合致はしてるんですけども、まだちょっと令和8年度から本格実施という事業の中で、この量の見込みに対して確保方策同数は確保したいという部分での計画となっております。

○久保田会長　ということだそうですね。

○郵橋委員　今後あくまでも期待値ということですね。

○事務局　そうですね。計画目標でございますので、その部分はしっかりと目標としてパスしていかないといけないというふうに思っております。

あと、すみません。量の見込みの部分でございますけど、今、機械的には出させていただいているんですけど、実際に先ほどおっしゃったように10時間という部分の、今現状の体制では制度になってございますので、これがどこまでニーズがあるのかという部分一つでございますし、もともとこの事業が始められた趣旨の一つ、側面といたしましては、いわゆる、もう東京都でも少子化進んでいる、地方でも少子化が進んできている。そういった中で各施設において空き箱というか空き室というか、利用定員を下回っているような状況も出てきてると聞いてございます。その部分をしっかりと在宅のお子様の部分に対しても支援していけるような機能というか制度を持ってこようという部分のところの目的も聞いてございますので、現状守口市の場合、令和5年4月1日現在33人の待機児童が出てる状況がございます。また先ほどから、保育士の人材確保に苦慮されているというような課題も聞いてございますので、この辺り、誰でも通園制度、別途保育士さんも一定用意していかなあかんという中で、なかなか本市においても課題というふうに有しているところではございますけれども、令和8年度以降、しっかりと全国で実施するというところがございますので、そういった課題を踏まえながら確実に今行っていきたいというふうに考えております。

○久保田会長　これ、今言っていたような、そういう空き箱を使うという目的も、もともとこれはあったことはあるので、それなのでちょっとそれと合わない自治体も結構まだありますので、将来的には多分空きは増えてるということはどうするかとなってくると思うんですけど、現状だとちょっとその辺りは難しいかなというふうには思います。

どうでしょう、いかがでしょうか。

はい。

○鎌田委員　⑥のワーク・ライフ・バランスの実現というところで、労働者側の代表なので少し思うところがあるんですけど、ちょっと市として、どこまでその企業に対して啓蒙活動していただくか、そ

ういった活動していくのかということころは、なかなか難しいところではあるとは思いますが、ちょっとさっきの、後ほど説明があるのかもしれないですけど、第5章のところでも具体的なそういった事業を展開していくという中の部分で、意見というか、これまで取り組んできたことの共有にはなるんですけど、特にその男性側にどういうふうに、その育児とか家事に参画してもらうかということころの啓蒙の中で、この市としても男性セミナーということで、家事とか育児とかのそういった教室を開くということころがあるんですけど、そもそもそのなぜそこに参画しないといけないのかという、その意識改革のところ先かなというところ、我々としても男性学というものを、男性の皆さんも男女ともに学んでいただいて、男性がそのコミュニティとか育児とかに参画しないと、いわゆる定年後に全くコミュニティがなくなってしまうとか、そういった新たな視点であったりとか、あと男女ともにそういうのに参画しないと女性も活躍できないというかそもそもその部分で、あと男性のほうが自殺率が高いということころも、この男性が仕事をしないといけないという、そういった見えないプレッシャーというか、そういったものがあるので、そもそも男性もそういったところに参画しないと成り立たないんだと、そういった学びをちょっとどこがやるのかというのはあるんですけど、もしそんなのを取り入れられるのであればお願いしたいなというのが一つと、あと、北九州市だったと思うんですけど、育ボス宣言というのを市役所が確かされてたと思うんです。育ボスというのが、その育児をする上司を育てるのではなくて、育児をする部下を育てる、それを100%実施しますという宣言を上司にさせるというような、そんな取組をされているので、それが市で多分実績として残っているはずなので、そんなことを企業とかに、こういう活動があるよみたいなのを情宣していただくと、何かしらそういった男性も家庭の中に参画していく必要があるんだという啓蒙活動になるのかなというのを思いましたので、ちょっと一つ参考として共有させていただきます。

○久保田会長 ありがとうございます。

何か、この点に関して市から。

○金谷委員 ハローワークで勤務している金谷でございます。

ワーク・ライフ・バランスについてでございます。皆さんも御承知のとおり、育児休業給付、介護休業給付、満額ではありませんし、期限も一定期間区切りがあったりというふうになっております。そんな中でも最近男性の取得率というのはちょっとずつは増えてるところでございますので、その辺は引き続き、ハローワークのほうも企業さんにそういう取得を上げるように、そういった制度を活用するよというふうな広報をしっかり上げていこうというふうに考えております。

それと、なかなか昔は私が子育てしたときは、男性が働いて女性は奥さんは家庭で子どもを育ててというふうなことですけども、なかなか今は収入も下がってきまして共働きの家庭が増えてきておりますので、そういった方の就職の支援、転職の支援なんかもハローワークでやっていこうというふうに考えております。

さらに、門真のハローワークにマザーズコーナーというのがありまして、この4月に所長が変わりまして、このマザーズコーナーもママさんでいっぱいにする、にぎやかなマザーズコーナーにしたいというふうに立ち上げてまして、ぜひそういった方、守口の住民の方で子育てしながら働きたいという方、ぜひぜひ積極的に利用していただけたらと思っております。全力で就職支援、その辺はやっていきたいというふうに考えております。

また併せていろんなマザーズ向けのイベント、あとパパさん向けのイベントなんかも今後開催していく予定ですので、積極的に市役所のほうでも広報していただけたらと考えております。あといろんな事業も協力してやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○久保田会長 その点僕もちょっと今つられて何点かですけど、まずやはり、今おっしゃられたとおりで、結局もう給料に関する考え方というのが、もう90年代ぐらいからガラッと変わっているの、

結局要するに男性に4人分の給料を与えてたという時代もあったわけですが、今はそうじゃないですからね。結局もう大企業とかもどんどん、特に新しい企業なんかそうですけど、そういうふうを考えてないですから、共働き前提になっているので、もうそう考えてやらないと。あとやっぱり育児休業でアンケートなんかを他市で見ると、育児休業の制度が会社になかったから取れませんでしたというようなのがあってですね。それは本当はおかしな話で、別に会社に制度がなくても、これも権利なわけで、これちょっとその辺のやっぱり会社の意識もあるし、本当に男性の皆さんのほうにも、これは会社の制度とは違うんだということですね、もう全員取れるんだということはちょっと意識していただくような感じで広報していただいて。

○金谷委員　そうですね。取りやすくなるように、刻んで取るとかというような制度もできておりますので、その辺はぜひ今後とも周知していきたいと思っております。

○久保田会長　それと少子化対策なんかで、これは国がよく出すデータですけど、一人目の子どものときの父親の子育ての参加度というのが、二人目への出産にかなり左右するというデータがあって、国もそれすごい重視してるデータなんですよ。なので男性の育児参加すると少子化対策になるというのは基本的に国もその方向で行ってるかなと思うので、なかなか男性も普通にそういういろんな情報を入れないと知らないままの方が多いと思うので、そういうのを知れる機会というのも多く何か持っていただけならなというふうに思いますので、お願いします。

どうぞ。

○事務局　今御意見いただきましたワーク・ライフ・バランスの意識改革であったり育ボスの宣言の話だったりいうところにつきまして、次の章立てのほうで具体的事業がありますので、そちらのほうに追加できる、基本的には1番の事業を体系化しておりますので、どのように追加できるかというのは、またちょっと具体的にイメージを共有してさせていただきたいと思っております。

同じくハローワークさんとも日頃から今も庁内で出張所もありまして連携しているところなんですけども、子どもの計画は市の取組のところがございますので、ハローワークさんとの連携の記載についても、どのように記載できるかはちょっと検討させていただきたいなと思っております。

○久保田会長　どうもありがとうございました。

予定の12時半という目途ということなのかなと。細かい第5章が残っておりますので、時間も押してるといふこともありまして、第4章はこの辺ということで。

では第5章のところの説明をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは、「第5章 施策目標別の展開」について説明をさせていただきます。お手元【資料4】を御覧ください。

こちらの章につきましては、第4章の体系表にありました、施策目標別の推進項目ごとに本市で実施している施策を記載しています。

それでは、まず3ページを御覧ください。

このページでは、以降に記載のある施策の対象者の見方について記載をしております。見本にございますとおり、施策番号と施策の名称を上段の枠内に。その下の枠内には、内容や今後の展開について、その事業の対象者及び担当課を記載しております。対象者にしてありますアイコンのとおりに記載区分分けして記載をしております。また、当該施策において数値で目標設定できるものにつきましては、数値目標を記載しております。

それでは、施策目標の推進項目ごとに説明をさせていただきます。施策は全部で134個ございまして、複数の推進項目に重なる施策につきましては、再掲ということで掲載をしております。

それでは、お手元資料の4ページを御覧ください。

施策目標1. 妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】についてでございます。

子どもを生み育てたいと思う人が、生きたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、妊娠期から子育て期まで、妊産婦・子育て家庭が安心して健やかに過ごすことができるよう、母子保健と児童福祉の両面から切れ目のない支援を行い、子どもと母親の健康を守るとともに、育児に対する不安の軽減を図ります。

幼児期までの子どもへの教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となり、将来にわたって学ぶ力を支えます。乳幼児から子どもを権利の主体として捉え、安全・安心な環境の中で豊かな遊びと体験により、子ども自身の育つ力を引き出して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向けた就学前教育・保育の充実を図ります。

子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図るとともに、保護者同士の仲間づくりによる支え合いや子育てを通じた親の成長を支援することで、よりよい育ちの環境を切れ目なくつくり上げ、次世代を支える好循環をつくることを目指しますとなっております。

この施策目標における推進項目は6つございまして、1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援、2. 心身の健全な発達を促す食育の推進、3. 就学前教育・保育の充実、4. 多様な子育て支援サービスの充実、5. 仲間づくりの機会拡大、6. 親育ち支援の充実でございます。

推進項目1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援では、子どもと母親に対する保健指導の充実等を通じて、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期把握や、保護者への育児不安の軽減、出産にまつわる経済的負担の軽減を図ります。

施策としましては、施策番号1. 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、施策No.5. 乳幼児に対する健康診査等、全12施策を挙げております。

続きまして、7ページ、推進項目2. 心身の健全な発達を促す食育の推進では、生涯にわたる健康の基礎となる食生活習慣を身につけられるよう食育を推進し、「食」を通じて子どもの心と体の健やかな成長を目指します。

施策としましては、施策No.13. 妊婦及び乳幼児への食生活指導、施策No.14. 就学前における食育についての2施策を挙げております。

続きまして、推進項目3. 就学前教育・保育の充実では、遊びを通じた学びから、子どもが生涯にわたって生きる力ともなる非認知能力を身につける就学前教育・保育の実践を推進するとともに、認定こども園・幼稚園及び保育所での学びから、小学校教育では「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、円滑な接続に向けて取り組みます。

施策としましては、施策No.17. 保育教諭等の資質能力の向上、施策No.19. 学校教育での円滑な接続に向けた取組、施策No.22. 就学指導など、全8施策を挙げております。

続きまして、10ページにまいります。推進項目4. 多様な子育て支援サービスの充実では、様々なニーズに対応できるよう、地域で子育てを助け合う環境づくりや、緊急時・休日などにおける保育の提供を行うとともに、多様な媒体を活用して子育て情報を発信します。

施策としましては、No.24. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）、No.25. 一時預かり事業、No.26. 休日保育事業等、全9施策を挙げております。

一点修正がございまして、すみません、10ページの施策No.23. 地域子育て支援拠点事業の内容及び今後の展開における記載の文言について、2つ目の点の部分ですけれども、もりランドについて記載しておりますが、もりランドについては廃止となっており、担当課の修正内容が今回の案に反映されておりました。この2つ目の点の一文については削除するようにいたします。失礼をいたしました。

それでは、12ページにまいります。推進項目5. 仲間づくりの機会拡大では、保護者同士の交流を促進して、子育ての不安感を軽減し、子育ての喜びを分かち合えるネットワークづくりを目指します。

施策としましては、No.32. 子育てサークルの活動支援、No.33. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進の2施策を挙げております。

同じく下段にまいりまして、推進項目6. 親育ち支援の充実では、保護者が子育てを通じて、保護者自身の成長と子育ての喜びが感じられるように様々な学習機会を提供するとともに、特に支援が必要な家庭に対して有効なプログラムを実践いたします。

施策としましては、No.35. 子育てに関する講習等の実施、No.39. 親子関係形成支援事業など、全6施策を挙げております。

続きまして、14ページにまいりまして、施策目標2. 次代を担う子どもを育てる【学童期・思春期】でございます。

こちらでは、小・中学校等においては、子どもが安心して良質な学びを受けられる体制づくりに取り組むとともに、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指します。支援が必要な子どもに対しては、教育の場における合理的配慮やサポート体制の充実とともに、インクルーシブ教育を推進いたします。

保護者が働いていても、安心して放課後を過ごすことができるよう、もりぐち児童クラブを通じて、居場所・活動の場の確保を図るとともに、地域においては学校・家庭・地域がつながる教育コミュニティづくりとして学校運営協議会や地域ボランティアによる学校支援活動などを通じ、世代間交流の推進や様々な体験学習など、子どもが多様な人と触れ合い、共に体験し、学ぶことのできる機会づくりを進めて、子どもの健やかな育ちを支援いたします。

身体の変化とともに精神的な変化が大きい思春期の特徴に対して、子どもが心身ともに健康を維持できるように相談体制の充実や、自ら健康を守るための学習機会を提供いたします。

この施策目標の推進項目は6つございまして、7. 生きる力を育む教育の推進、8. 多世代交流の促進、9. 多様な体験機会の提供、10. 居場所づくり、11. 思春期の健康支援、12. 支援が必要な子どもの学習支援でございます。

それでは、推進項目7でございます。生きる力を育む教育の推進では、健やかな身体づくりと基礎・基本の学力、周囲の人と対等な関係性を築ける人権感覚を身につけて、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性等を養い、子どもの「生きる力」の育成を図ります。また、将来自立した社会人として生活できるよう、キャリア教育を充実いたします。

施策としては、No.44. 心の教育の充実、No.49. 子どもへの自立に向けた支援の推進など、全11施策を挙げております。

続きまして、18ページ、推進項目8. 多世代交流の促進では、子どもたちの豊かな人間関係の中で、社会性や協調性を身につけ、健やかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会を充実いたします。

施策としましては、No.51. 「さんあい広場」等での世代間交流を挙げております。

続いて、推進項目9. 多様な体験の機会の提供では、多様な施設や子ども会、青少年育成指導員連絡協議会、学校運営協議会といった地域の資源を活用し、子どもたちが様々な体験活動を経験できる機会を充実いたします。

施策としては、No.53. 職場体験学習、No.60. 青少年育成指導員校区活動支援など、全9施策を挙げております。

続きまして、21ページ、推進項目10. 居場所づくりでございます。居場所づくりでは、地域において安全が確保された中で、子どもが主体的に参加し、自由に遊び、交流することができる居場所づくりを推進します。

施策としては、No.6 1. 市立児童センター、No.6 2. もりぐち児童クラブ「登録児童室」、No.6 3. 安心して遊べる魅力的な公園づくりの3施策を挙げております。

なお、施策No.6 1. 市立児童センターにつきましては、第6章のパートにても検討いただきましたが、令和7年度に廃止予定の事業として記載をしております。

続いて、22ページ、推進項目1 1. 思春期の健康支援でございます。次代を担う子どもたちが心身ともに健全な生活を営むため、思春期の児童・生徒が有害なものから身を守ることができるよう、薬物や非行・犯罪等に関する啓発・指導を行います。

また、性に関する教育を通じて、性の多様性や命を大切さを理解し、互いを尊重する意識の醸成を図ります。

施策としては、No.6 4. 「薬物乱用防止教室」の開催、No.6 6. 性に関する学習など、全3施策を挙げております。

続きまして、推進項目1 2. 支援が必要な子どもの学習支援では、学校に来ることが難しい子どもの教育の機会を保障し、将来に向けて歩み出せるように、学習支援や多様な学びの機会の確保に取り組みます。

施策としましては、No.6 7. 適応指導教室、No.6 8. 子どもサポート体制の充実の2つを挙げております。

では続いて、24ページにまいります。

施策目標3. 若者の選択と自立の支援【青年期】でございます。

こちらでは、学校でのキャリア教育や就職支援に取り組むとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業・学校等の関係機関の協力の下、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

若者が多様な立場の人と出会い、交流することは生きる力を育み、将来の進路の選択にも役立てることが出来ます。職場体験や自然体験、福祉体験など、様々な学びの機会を提供し、若者の豊かな未来の形成につなげます。

この施策目標の推進項目は、2つ、13番. 青少年の健全育成の推進、14番. 若者の就労支援でございます。

では、推進項目1 3. 青少年の健全育成の推進でございますが、こちらでは、学校や地域が一体となって、子どもを犯罪等の被害から守り、安全な生活環境づくりに努めます。また、子どもがインターネットやSNSの特性を理解して、情報リテラシーを身につけるとともに、人を傷つける行為や犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、適切な利用に向けた情報モラル教育を推進いたします。

施策としましては、No.7 1. 情報モラル教育の推進、No.7 4. 家庭児童相談など、全6事業を挙げております。

では続いて、推進項目1 4. 若者の就労支援でございますが、こちらでは、社会生活を円滑に営む上での困難を若者に焦点を当てると、様々な生きづらさを抱えていても、自身の声を上げづらい状態にある者が多くいることも想定もされますことから、若者が自分らしく社会生活を送ることができ、自立した社会人となるよう、相談に対応し、就労につながる支援を行います。

施策としましては、次のページにまいりまして、No.7 5. 生活困窮者自立支援制度（生活・支援に関する相談～くらしサポートセンター守口）の事業を挙げております。

では続いて、施策目標4. 全ての成長過程にわたる支援でございます。こちらでは、子ども・若者が自己の権利を理解するとともに、他社の権利を侵害しないということを学び、意見表明・社会参画の機会拡大を図り、自ら社会に参画し、貢献できる人づくりを推進します。

生まれた環境によって子どもの将来が左右されることなく、子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態で成長できるよう、支援が必要な子どもの学習支援や、生活の安定に向けた保護者の就労支援、経済的支援など、支援が必要な子育て家庭が自立して、不安を抱えることなく子育てができるよう支援をいたします。

児童虐待は、子どもの命や心身の発達に影響を与える重大な人権侵害です。未然防止、早期発見・早期対応に向けての取組を推進いたします。

この施策目標の推進項目は7つ。15. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進、16. 意見表明・社会参画機会の拡大、17. 地域の子育てネットワークづくり、18. 安全・安心なまちづくりの推進、19. 子どもの貧困対策の推進、20. 児童虐待防止対策の推進、21. 障がいのある子ども・若者への支援となっております。

では、推進項目15. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進でございます。幼児期から子ども自身が自らの権利について理解し、人権意識を身につけるための教育を行うとともに、広く市民に向けた人権啓発のための講演会の開催や啓発を通して、市民の人権意識の向上に取り組みます。また、ヤングケアラーなど権利が侵害されている状態の子どもに対する支援体制を構築いたします。

施策としては、No.77. 人権啓発に向けた取組など、全6施策を挙げております。

続いて、29ページ、推進項目16. 意見表明・社会参画機会の拡大では、子ども・若者に向けた主権者教育を行うとともに、市政への関心の向上、社会参画機会のきっかけへとつながるよう、市政に関する情報発信に取り組みます。

子ども・若者が意見表明する機会を拡大するとともに、子どもが意見を形成し、表明することを支援する取組を推進いたします。

施策としては、No.82. 子ども・若者向け市政情報の発信、No.83. 子どもや若者の意見表明機会の推進を挙げております。

続いて、29ページ下段、推進項目17. 地域の子育てネットワークづくりでございますけれども、地域において、子どもと子育て家庭を見守り・支えるネットワークづくりを推進することで、地域の子育て力の強化を目指します。

施策としては、No.33. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進。次のページにまいりまして、No.84. 学校運営協議会を挙げております。

続きまして、推進項目18. 安全・安心なまちづくりの推進では、子どもの犯罪被害や事故の予防、安心して遊べる公園づくりに取り組むとともに、子どもや子育て中の保護者が安心して外出できるよう道路環境の整備、公共施設の子育てバリアフリー、赤ちゃんの駅の推進に取り組みます。

施策としては、No.86. 公共施設の子育てバリアフリーの推進、No.91. 防犯カメラの設置など、9事業を挙げております。

では、32ページにまいります。推進項目19. 子どもの貧困対策の推進では、全ての子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長し、夢や希望を持つことができるよう、子どもと家庭への支援を行います。

施策としましては、34ページ、No.94. 養育支援訪問事業、No.99. 生活困窮者自立支援制度（食料、生活必需品の支援～ふどばんく事業）、No.103. 母子・父子自立支援員による相談、No.116. 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取組など、67施策を挙げております。

続いて、38ページにまいりまして、推進項目20. 児童虐待防止対策の推進でございますが、こちらでは、児童虐待の未然防止に向けて、市民や保育教諭・教職員・福祉や医療関係者等、多様な主体に対して啓発や研修を実施し、虐待への理解促進や虐待の早期発見につなげるとともに、守口市児童虐待

防止地域協議会において、関係機関との連携を強化して、早期対応のための相談支援や見守りを推進いたします。

施策としては、No.117. 守口市児童虐待防止地域協議会など、5つの施策を挙げております。

続いて、40ページにまいります。推進項目21. 障がいのある子ども・若者への支援では、「障害者権利条約」の理念を踏まえ、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障がいのある子ども・若者が身近な地域で安心して生活できるよう、在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進いたします。

施策としては、No.120. 障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援など、2つの施策を挙げております。

続きまして、施策目標5. 子育て当事者に対する支援です。ここでは、子育て世帯の経済的負担の軽減や、特に経済的支援が必要な家庭に向けて、妊娠・出産期から子育て期にかけて、各種手当や費用助成を適切に行います。

子育て世帯が働きやすい環境づくりでは、母親に家事・育児の負担が偏ることなく、両親がともに家庭責任を担う意識啓発を進めるとともに、市内企業に向けては、働き方改革や柔軟な働き方の導入を促進して、子育て中の保護者がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取組を実施いたします。

ひとり親家庭については、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える困難に対して、相談体制の充実や養育費の確保に向けた取組、各種給付金の支給制度等による支援を行います。

この施策目標の推進項目は4つ。22. 子育て・教育・保育の経済的負担の軽減、23. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、24. 共同養育に対する支援、25. ひとり親家庭等への支援でございます。

では、推進項目22にまいります。子育て・教育・保育の経済的負担の軽減では、児童手当の支給や経済的支援が必要な家庭への補助を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減につなげます。

施策としては、No.112. 児童手当、No.126. 妊婦のための支援給付など、11施策を挙げております。

次に、43ページ、推進項目23. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現では、幼児教育・保育の確保や時間外保育、病児保育、放課後の子どもの活動の場づくり等を通じて、保護者が子育てをしながら安心して仕事を続けることができる環境づくりに取り組みます。

また、性別にかかわらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指して、市民や企業に対する啓発や、男性に向けた講座・教室の実施に取り組みます。

施策としては、No.98. 放課後児童健全育成事業、No.133. 育児休業制度の普及など、10施策を挙げております。

続きまして、推進項目24. 共同養育に対する支援では、令和6年5月の民法改正案の成立による、共同親権の選択肢の拡大に伴い、共同養育についての周知を図り、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広め、養育費の確保や親子交流が当たり前となる社会の実現に取り組みます。

施策としては、No.116. 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取組、施策No.134. 共同養育の理解促進を挙げております。

では最後に、45ページ。推進項目25. ひとり親家庭等への支援でございます。保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実に努めます。

施策としては、No.103. 母子・父子自立支援員による相談、No.116. 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取組など、7施策を挙げております。

長くなりましたが、以上が第5章の説明でございます。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。

一応12時半までということで、説明していただいた時点で過ぎてしまったんですが、何かありましたらちょっとお話しただいて、後で御意見とかメールなどということでもよろしいですか。今ちょっとお話ししておきたいこととかありましたらお願いします。かなり多様な項目ですので、ちょっと話しにくいですかね。

はい。じゃあすみません。

○永井委員　　ヤングケアラーという言葉が出てきたんですけど、うち介護をやっているのだから事ではないんですが、学校の中で誰に声をかけたらいいのか。どういうときに助けを求めたらいいのか。教育とか学習を、その子だけではなくて全員に周知させると、こういうことがあるんだよとかいうことを学習する場とか、そういうのはあるのでしょうか。

○久保田会長　　ヤングケアラーに関して、はい。

○事務局　　11月が児童虐待防止月間としているんですが、その間にヤングケアラーについての周知も我々のほうからさせていただいております。小・中学校の全児童に向けた、小学生はある一定年齢以上なんですけども、ヤングケアラーというのは、こういうものだよというようなクリアファイルをお配りさせていただいております。また、こちらですね、29ページのほうでヤングケアラーへの支援というふうなところに書かせていただいているんですけども、国のほうのまた法律改正等ございまして、実際周知を行って必要な支援をしていくような形で言われているところですので、このような形で記載させていただいているところで、実態調査については、また来年度以降実施していきたいというふうに思っているところです。

○久保田会長　　今のでよろしいですか。

○永井委員　　はい。

○久保田会長　　自分がヤングケアラーだと気づかなかつたりするのと、あまりヤングケアラー概念といたら、今度は親がやればいいたろみみたいな話に行っちゃうのも、あれまずいんですよね、あれね。なので、どうもそっちに話が行きかけがちなので、そうじゃなくて、ケアというのをもうちょっと社会で引き受けるような形でするのがいいかなと思いますので、はい。

何かそのほかありますか。今お話ししておきたいこととか。

○津嶋委員　　今、会長が言われたように、進行にもちょっと関わることでもあるんですけど、ボリュームがかなり多岐にわたるので、意見またメールも含めて、また送らせていただいて、あとまたそれでもって次回とかで総合的に議論というか。

○久保田会長　　議論も、ややちょっと、もう何か完成品が出てくる感じになっちゃうと思うんですけど、その場でもちょっと議論して、ちょっと最後修正したり、附帯意見とか入れられるところがあったらどんどん入れてとか。本当に重要なことがたくさんあるので、ここで無理やりじゃなくて、そんな感じでも願いできたらというふうに思います。

はい。ということで、私の進行があれでちょっと遅くなってしまいましたけど、じゃあちょっと事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局　　最後に2点ほど事務連絡させていただきます。

1点目、今後の進め方についてでございますけれども、本計画につきましては、御検討いただきました内容を次回までに素案という形でまとめさせていただきたいと考えております。先ほど津嶋委員からも御意見あったとおり、この会議後、また御意見調整しながら素案に反映させていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。次回の会議につきましては、これまでいただきました意見等を踏まえて、答申書等を作成させていただき、答申という形でさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2点目、次回の日程でございますけれども、日程調整させていただいておりましたとおり、次回は12月17日火曜日の10時から、本日と同じ、教育委員会会議室にて開催予定とさせていただいております。また後日、正式に日程通知のほうを送付させていただきますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。

もう質問がある方はメールでどんどんお送りください。

では、委員の皆様には、お忙しい中、会議に御参加いただき貴重な意見をいただきありがとうございました。これで本日の案件は全て終了しました。

本日の会議録の署名委員は、森委員と永井委員にお願いいたします。

それでは、会議はこれにて閉会いたします。

皆様、長時間にわたり、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会　午後12時40分